

や訓み方は勿論、曲の程度や曲想などについての希望をも示された
いのである。

次ぎは著作権の問題である。従来本校に作歌または作曲を依頼せ
られた場合、其の著作権は報酬の授受により全部依頼者に移つたも
のの如く考へられた様であるが、一般著作者側、例へば作曲家協會
の近來の態度を見ると、作曲依頼者の権利範圍は、其の作曲直接の
使用目的に限定するものであつて、報酬の授受によつて著作権の全
部を移譲するものではないとしてゐるのである。であるから校歌の
場合とすれば、これを依頼した學校では其の學校直接使用及び其の
目的のためにする營利に非ざる複製、蓄音器吹込、演奏會等をなす
を得るに止まり、これに含まれざる行爲即ち營利を目的とする出
版、蓄音器竝にトーカー吹込、ラヂオ放送及び興行演奏等に對する
権利は其の作歌者及び作曲者が保有するものと解せられるのであ
る。これはまことに至當な意見であると信ずるので、將來本校に作
歌または作曲を依頼せられた場合、其の需めに應じて作成した歌詞
または曲譜の著作権については、其の個人名義たると、便宜學校名
義を以て發表したるとに拘らず、すべてこの解釋と同様に取扱ふこ
ととしたのである。これは本校關係者にして作歌または作曲の依頼
に應じた人々の利益に關係あるばかりでなく、一般著作者の利益に
も影響する所があると考へたからである。勿論校歌等については、
其の性質上かゝる問題の發生する様ことは殆んど無いであらうけ
れども萬一の場合を豫想して権利の所在と限界とを明確にしておく
方がよいと信じたからであることを諒せられたい。

(手書き)

〔自昭和五年至昭和八年 作曲依頼關係〕。この文書は「同聲會會報」第一九二

号 昭和八年三月 三七〜三九頁に掲載されている。

東京音樂學校が著作権問題を決定

東京音樂學校では教職員、生徒等同校關係者を中心として作曲並
びに作詞に關する著作権の確立を期することゝなつた。今迄同校に
作歌作曲を依頼した場合、その著作権は報酬の授受と共に全部が依
頼者に移轉するものゝ如く解釋されてゐたが今後はその著作権は個
人名たると學校の名義たるとを問はず依頼者の権利範圍は其の作曲
自體の直接の使用目的に限定することになつた。故に、例之校歌等
の場合學校の直接の使用、及びその目的の爲めにする營利に非ざる
複製、レコード吹込み、演奏會上演は差支へないが營利を目的とす
る出版、レコード吹込、興行的演奏に對する権利は作歌者竝に作曲
者が保有することに決定した。

〔音楽世界〕第三卷第一号 昭和六年一月 一五三頁

八 第四臨時教員養成所

本書年譜に見られるように、大正十一年四月一日から昭和七年三月三
十一日までの十年間、東京音樂學校内に第四臨時教員養成所が設置され
ていた。

事業の概要を把握するため、ここでは以下の四項目を取り上げる。

- (一) 第四臨時教員養成所の設置について
- (二) 第四臨時教員養成所の規則・カリキュラムなど
- (三) 第四臨時教員養成所の生徒について
- (四) 第四臨時教員養成所の職員について

最後に、卒業生三名から寄せられた文章を掲載する。

(五) 第四臨時教員養成所の思ひ出

(一) 第四臨時教員養成所の設置について

大正十一年四月一日、東京音楽学校内に第四臨時教員養成所が設置された。

臨時教員養成所とは、師範学校、中学校および高等女学校の教員を養成するための臨時の施設である。明治三十五年三月二十八日勅令第百号「臨時教員養成所官制」公布、翌二十九日文部省令第八号「臨時教員養成所規程」制定により発足した。明治三十五年の規程では「臨時教員養成所ニハ國語漢文科、英語科、數學科、博物科、物理化學ノ一學科若ハ數學科ヲ置ク」「修業年限ハ二箇年トス」「入學試験ハ中學校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ中學校及師範學校ノ卒業者ニ限り時宜ニ依リ試験ヲ行ハサルコトヲ得」「臨時教員養成所ニ於テハ授業料ヲ徴收セス」となっている。

臨時教員養成所は帝国大学と直轄学校に付設されたもので、独立した学校ではない。同養成所は、昭和十九年まで必要に応じて設置されては廃止されるということを次々と繰り返し、戦後の学制改革により事実上の廃止に至った。

明治三十五年に設置された臨時教員養成所は第一から第五まであり、三十九年四月にはさらに第六が設置されたが、その一方で廃止されるものも相次ぎ、大正三年四月には次に示すように第六が存続するのみとなった。

- 第一 (東京帝国大学) 国語漢文科、博物科……明治三十九年三月国語漢文科廃止、明治四十一年三月第一臨時教員養成所廃止。
 - 第二 (第一高等学校) 物理化学科……明治四十一年三月廃止。
 - 第三 (第二高等学校) 英語科……大正三年三月廃止。
 - 第四 (第三高等学校) 数学科
 - 第五 (東京外国語学校) 英語科
- ……明治三十九年三月廃止。

第六 (東京女子高等師範学校) 英語科……明治四十二年二月廃止、新たに家事科を設置 (四月開設)。

大正六年九月二十一日、当時の岡田良平文部大臣らの尽力により臨時教育会議官制が公布され、臨時教育会議が内閣直属の諮問機関として成立した。第一次世界大戦は日本にもさまざまな社会の変化を促し、学校教育においても新たな対応を迫られることとなった。

臨時教育会議は、大正八年五月二十三日に文部大臣の諮問機関である臨時教育委員会が設置されたのにもない廃止されたが、この間、小学校教育、男子の高等普通教育、大学教育、専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育などについての答申により拡充や改善をはかった。また同会議の答申に基づき、大学令、高等学校令が公布され、帝国大学令、小学校令、中学校令が改正された。

臨時教育会議の答申に基づいて中等教育の拡充がはかられ、中等諸学校の増設に対処するため、大正十一年四月、新たに第一から第四までの臨時教員養成所が設置された。

第一は東京高等師範学校内に設置され、学科は国語漢文科、英語科、数学科、歴史地理科、体操科。第二は広島高等師範学校内に設置され、学科は英語科、物理化学科、博物科。第三は奈良女子高等師範学校内に設置され、学科は数学科と理科。そして第四が東京音楽学校内に設置された音楽科であった。

(二) 第四臨時教員養成所の規則・カリキュラムなど

はじめに『第四臨時教員養成所一覽 自大正十一年至大正十二年』を、関係法令の一部を除き全文掲載し、次に規則・カリキュラムの改正部分について記す。また初年度の『第四臨時教員養成所一覽』より職員と生徒の全氏名を掲載する。関係職員の氏名と在任期間については別に(四)でまとめる。